様式第8（第2条第1項関係）
第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別態様別最大速度別契約数

2020年3月31日現在

サービスの種類　FTTHアクセスサービス（自己設置）

事業者名　東日本電信電話株式会社

態様	区分																										合計	
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの															共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの												
最大速度 / 都道府県	10Mb/s	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s											小計	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s									小計		IRU
北海道	0	159328	226024	297864											683216	166141	34304	126294									326739	1009955	53349
青森県	0	41,725	63,373	87,456											192,554	11,126	3,952	14,818									29896	222,450	28,468
岩手県	0	48,436	70,062	87,815											206,313	17,207	3,243	15,852									36302	242,615	21,723
宮城県	0	69,748	115,797	140,256											325,801	63,995	13,588	59,274									136857	462,658	32,210
秋田県	0	42,378	58,412	62,981											163,771	8,995	2,378	10,534									21907	185,678	27,773
山形県	0	50,553	62,661	71,217											184,431	11,365	2,940	13,891									28196	212,627	25,405
福島県	0	85,345	101,775	132,904											320,024	25,616	7,233	35,406									68255	388,279	54,290
茨城県	0	98,778	142,344	215,622											456,744	37,360	12,651	53,902									103913	560,657	28,239
栃木県	0	71,237	93,059	136,471											300,767	19,594	9,911	41,885									71390	372,157	11,932
群馬県	0	86,974	103,271	139,814											330,059	18,678	9,360	40,550									68588	398,647	13,827
埼玉県	0	196,569	282,801	390,754											870,124	229,335	32,400	144,145									405880	1,276,004	5,853
千葉県	0	171,946	259,724	335,539											767,209	207,223	35,234	149,799									392256	1,159,465	34,562
東京都	0	314,999	460,436	606,214											1,381,649	871,889	166,110	617,785									1655784	3,037,433	2,501
神奈川県	0	209,971	331,631	434,782											976,384	400,208	69,615	260,733									730556	1,706,940	0
新潟県	0	89,591	128,023	153,765											371,379	27,186	9,114	34,246									70546	441,925	22,952
富山県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
石川県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
福井県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
山梨県	0	35,498	43,076	55,470											134,044	13,814	3,669	16,948									34431	168,475	3,614
長野県	0	84,915	99,626	138,683											323,224	25,332	7,858	33,352									66542	389,766	10,832
岐阜県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
静岡県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
愛知県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
三重県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
滋賀県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
京都府	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
大阪府	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
兵庫県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
奈良県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
和歌山県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
鳥取県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
島根県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
岡山県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
広島県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
山口県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
徳島県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
香川県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
愛媛県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
高知県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
福岡県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
佐賀県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
長崎県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
熊本県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
大分県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
宮崎県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
沖縄県	0	0	0	0											0	0	0	0									0	0	0
合　計	0	1,857,991	2,642,095	3,487,607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,987,693	2,155,064	423,560	1,669,414	0	0	0	0	0	0	0	0	4,248,038	12,235,731	377,530

参考事項		
	卸先事業者（注2）	各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上しているもの 事業者数:　　契約数: 各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上していないもの 事業者数:　　契約数:

注1　光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別葉とすること。

2　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めることとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。

3　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

4　共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

5　最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。

6　地方公共団体からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。）。

7　注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

9　記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。